

金融ビッグバンによる現代金融システムの変容

高原 敏夫

はじめに

1996年の金融ビッグバン以降、日本において金融業界は大きく様変わりした。証券会社では株式手数料を自由に設定できるようになり、インターネット上での株式売買も行えるようになった。銀行では、それまでの預貸業務のみでなく、投資信託¹、損害保険、生命保険などの販売業務が取り扱えるようになった。保険会社では自由な保険商品の価格設定や損害保険と生命保険の相互参入も行えるようになった。こうした金融ビッグバン以前にあった業務規制の自由化によって競争原理が導入され、金融機関は多様なサービスを行うようになった。しかし、こうした金融ビッグバンによるメリットの反面、急激な競争原理の導入から様々な問題も発生してきている。そういった問題を取り上げることで、この論文では現代金融システムの変容について考えていく。

第一節では金融ビッグバンの内容について説明していく。その中で、金融ビッグバンが導入された背景や目的及び政府の指針について説明する。第二節では証券、銀行、保険の3者について取り上げる。証券では導入の背景や、顧客と証券会社間での情報格差に伴う責任問題について取り上げ、その上で金融ビッグバン導入の先駆者である米国と英国の証券改革を参考に日本の証券改革の欠点について説明する。続いて銀行では、金融ビッグバン導入の背景と不良債権処理による公的資金注入の実態を説明し、また、米国の監視体制を説明して日本の監視体制との違いを考察する。最後に保険では、保険料率自由化の背景、それに伴う保険会社の不祥事について説明する。第三節では金融システムの安定について法律を追って説明する。

この論文は、金融ビッグバンの問題について特に契約者保護に重点を置き、金融ビッグバン導入が目的を達成しているのかを考察することを目的とする。

第一節 金融ビッグバンとは何か？

1.1 金融ビッグバンの背景

いわゆるバブル経済が崩壊するまでは外国の証券会社にとって東京市場は魅力ある市場であり、在日支店の開設が相次いだ。海外の金融機関が日本に進出してきたのは東京市場が魅力のある、すなわちビジネスチャンスのある大きな市場であったからである。当時、東京株式市場はニューヨーク株式市場の時価総額を上回り時価総額で世界一となるなど、株式市場が活況を呈していたことや、日本の企業が米国の企業に対するM&A²を盛んに行っていたことなどからビジネスチャンスに恵まれた市場だと判断されたのである。この頃の東京金融市場はニューヨーク、ロンドンと並んで世界三大金融市場の仲間入りを果たし、近い将来には世界最大の金融市場になるということを金融関係者をはじめとした大方が確信していた。

しかし、その後のバブル崩壊による東京市場の低迷と企業活動の停滞が長期化するにつれて東京市場の魅力は薄れ、アジア地域での活動拠点を香港やシンガポールに移す金融機関が出て

きた。また、戦後金融は大蔵省のいわゆる護送船団方式³の下、証券取引法、銀行法などによって業務範囲が制限されてきたために業態を超えた競争には無縁であった。そのために金融市場、証券市場共に米国や欧州に比べて大きな遅れをとっていた。日本の機関投資家⁴も、株式売買については東京証券取引所での固定手数料の高さや有価証券取引税の存在を嫌って、ビッグバンにより手数料が自由化されているロンドン市場での取引にシフトする動きが目立った。株式指数先物取引についてもSIMEX（シンガポール国際金融取引所）での取引にシフトする動きが目立つようになり、東京市場の空洞化現象が顕著になってきた。さらに1998年4月から実施される改正外為法の施行によって国際間の資金移動が完全に自由化されることにより、機関投資家だけでなく個人大口投資家の資金も海外での取引にシフトする可能性が高まり、東京市場の先行きに大きな懸念が持たれるようになった。

このように、日本が発展する中で国際化が進み、また外国から金融自由化の圧力を受けたために日本の金融はそれまでの政策を転換し、金融自由化を推し進める必要が出てきた。それまで通りに様々な規制を続けていけば東京市場の空洞化といわれる現象がますます強くなり、世界三大マーケットの一角であることはおろか、香港やシンガポール市場に抜かれるのではないかという深刻な危機感が抱かれていた。また、バブル崩壊後の不良債権も問題であった。そこで1996年に橋本内閣が金融システム改革に踏み切り、「金融ビッグバン構想」を打ち出すことになった⁵。

1.2 金融ビッグバンの目的

まず、最初に「ビッグバン」という名前の由来となった英国での金融制度改革について簡単に触れておく。英国のビッグバンが実施されたのは1986年10月27日。1979年に誕生したサッチャー政権が推進してきた金融・資本市場自由化策の最終段階の施策として行われた。その最大の特徴は2点ある。

1点目は英国企業重視でなく英国市場重視という点である。市場の自由化を進めた結果、体力のない英国系金融機関はオランダやドイツの企業に買収され、市場のプレイヤーは主に他国籍となってしまった。しかしながら法人格が他国籍化しただけで、そこで雇用される人々は英国人であり雇用の面での障害は発生していない。要は市場の活性化が最優先であり、それによって受ける利のほうは英国籍企業を守ることにより受ける利よりも大きいと判断したのである。

2点目は旧態依然としていた証券取引所の近代化を求める動きである。1977年に英国政府が日本の独占禁止法にあたる「制限的取引慣行規制令」を改正して金融サービス業をその対象に加えたことが発端になっている。つまり、ロンドンの国際金融街、シティーに風穴を開けたわけである。以上が英国版ビッグバンの内容である。2点目が日本版ビッグバンのもとになったが、英国でのビッグバンは証券市場のみを中心に据えていた。これに対し、日本版ビッグバンは単に証券にとどまらず、銀行、保険、ノンバンク⁶などの金融業全般にわたる金融・資本市場、金融システム改革を目指している⁷。では、日本版ビッグバンとは具体的に何を示すのだろうか。

日本版ビッグバンとは、バブル崩壊後の金融市場の停滞を改善するため、1996年11月17日に第2次橋本内閣が2001年までに完成・実施すると宣言した金融（証券・保険・銀行を含む）大改革である。規制と保護によって守られてきた日本の金融が、これを機会に国際競争時代に突入することを意味した。金融関係業務の垣根を取り払い、銀行、証券会社をはじめとした金

融機関の収益機会を拡大するとともに、東京市場が再度世界の三大市場の一角を占めることを目指した。

橋本首相の構想は2本の柱からなっており、まず第1に東京市場をニューヨーク、ロンドン並みの自由で効率的な市場に再編成することを掲げている。これは、優れた金融システムは経済の基礎を形成するという考え方から発生したものであり、欧米の金融市場のダイナミックな変化に遅れをとらないような東京市場を再生するために、政府が中心となって市場の構造改革を進めていくことを意味している。

第2に、構造改革のための2つの課題として「改革」と「不良債権の処理」という事を具体的に挙げている。「改革」3原則にはFree、Fair、Globalの3つの形容詞を掲げ、従来のような漸進的な改革ではなく、一気に規制緩和を進めるようにした。

①Free（市場原理に基づく自由な市場）

株式手数料や保険料率などの各種手数料の自由化を行い、多様なサービスや商品を販売できるようにする。為銀主義（外国為替銀行だけに外国為替取引を認めたもの）を撤廃し、内外取引を自由化する。資産運用業務の見直しとディスクロージャー⁸の徹底により、個人金融資産の効率的運用が可能となるようにする。

②Fair（透明で公正な市場）

投資家や預金者に対するディスクロージャーの徹底などにより、十分な情報提供とルールの明確化で自己責任原則を確立する。ルール違反に対する処分の体系化を行う。投資家がすべての金融商品の含み益や含み損を把握できるようにするために時価会計の導入を徹底する。

③Global（国際的で先端的な市場）

法制度の整備や会計制度の国際基準化を進め、日本でもデリバティブ⁹など、リスクを伴う新しい金融技術を米国や英国並みに利用できるようにする。有価証券取引税などの金融税制の見直しも行う¹⁰。

また、「不良債権の処理」については、「肥大した負債によって金融機関は自己資本比率が小さくなり、国際金融機関としての条件である8%を満たすことが困難となる上、ムーディーズなど格付機関からの評価も低くなり、国際的な信用を失墜させてしまう。よって、体力のある健全な金融機関に速やかに再生することが金融制度改革を行う上で絶対条件となる。そのためには、公的介入を含めた不良債権の処理が不可欠である。」という見解を示している¹¹。

以上が橋本首相の構想する日本版ビッグバンである。これを実現するにあたり、長期信用銀行法などを含む銀行法、証券取引法、外国為替管理法、保険業法などの改正や、会計制度の改革などのインフラ面の整備も必要となる。このため、外国為替審議会、金融制度調査会、証券取引審議会、保険審議会、企業会計審議会等で、法整備とインフラ整備について具体的な検討がなされている。

更に具体的内容として、経済審議会行動計画委員会ワーキング・グループが「わが国金融システム活性化のために」と題する報告書を作成しており、これがビッグバンに向けての基本的な指針となっている。

- 金融機関の業務分野規制を撤廃することによって、銀行、証券会社、保険会社がお互いの

業務分野への相互参入を可能にすること。

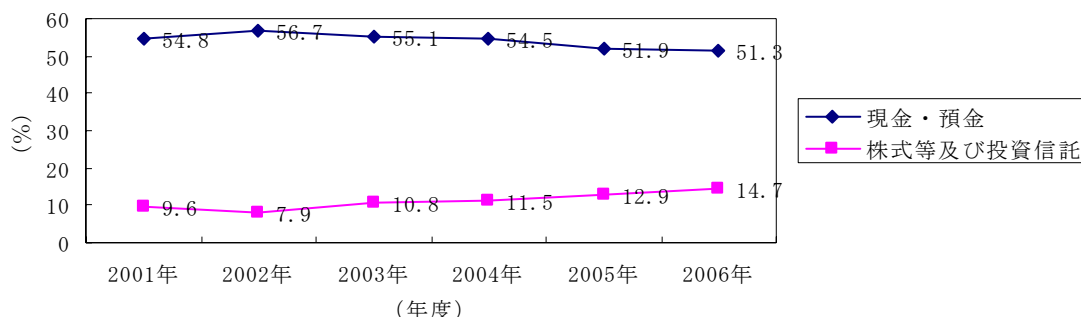
- 金融機関以外の事業会社なども金融業務への参入を可能にすること。
- 証券売買の委託手数料の自由化などによって金融機関の競争を促進し、ビッグバンの成果を企業、個人に還元すること。
- 外為法¹²の改正によって内外の資金移動を活性化させること。
- 金融機関、預金者、投資家に「自己責任原則」を徹底させること。
- 預金受け入れ金融機関に対する早期是正措置の導入により、業務停止命令の発動などをルール化させること。
- 金融行政をこれまでの裁量型から市場機能を重視したルール型の行政に改めること¹³。

1.3 金融ビッグバンによる動き

バブル崩壊後まで、日本の金融機関は専門金融機関制度、いわゆる業務分野規制がとられていた。特に業務分野規制で必要なのは銀行業務、証券業務、信託業務、保険業務に関する兼業規制でこれらは特に利益相反の見地から兼業が禁止されてきた。しかし、金融機関の競争心や消費者の利便性を高めるためには利益相反をできるだけ回避しながら相互乗り入れを実現させるべきであった。そこで1993年4月に「金融制度改革法」が施行され、基本的には従来の業務規制を維持しながらも銀行と証券会社の相互参入並びに普通銀行や証券会社の信託業務への参入を、業態別子会社を通して行うことが可能になった。さらに1997年には改正独占禁止法の成立により持ち株会社の設立が認められることになったため、1998年3月から金融持ち株会社方式による金融他業種への参入が可能となった¹⁴。そのために、各金融機関では総合的なサービスを行えるようになり、顧客は1つの金融機関から多様なサービスを受けられるようになった。

また、個人金融資産の構成比を表した図表1の通り、以下のことが指摘できる。まず1つ目に個人金融資産に占める現金や銀行預金比率の減少である。1999年頃から銀行の預金金利はゼロに近い状況にあり(2006年4月時点)、またペイオフ解禁に伴い1000万円とその利息までしか保証されない。実際に不況により貯蓄性向が強かった2002年までを除けば、2006年まで現金・預金の比率は減少しており、今後も下がっていくものと予想される。

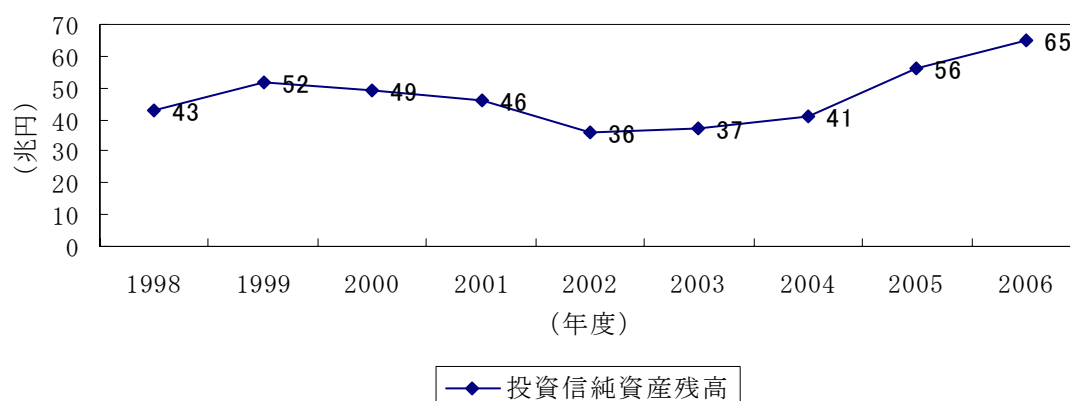
(図表1)個人金融資産構成比の推移



(出所) 日本銀行「資金循環統計」(2006)より作成。

2つ目に株式や投資信託などを含む有価証券投資シェアの増大である。これは現に2002年から2006年にかけて株式等及び投資信託の比率が7.9%から14.7%に伸びていることからわかる。株価の上昇によるキャピタルゲインによって、個人金融資産における株式投資シェアが拡大したことが原因にあるという意見¹⁵もあるが、それを考慮しても、特に投資信託の販売量の拡大が後押ししていることもあり(図表2参照)、実質的な有価証券投資シェアが拡大しているのは確かである。このように個人金融資産の流動化の推進によって金融市場の拡大が進んでいると思われる。

(図表2) 投資信純資産残高の推移



(出所) 社団法人投資信託協会「契約型公募投資信託の純資産総額の推移」より作成。

しかし、金融自由化及びビッグバンの進展により、今まで生じなかった問題も出てきた。次節より、証券、銀行、保険の3者の金融ビッグバン以降の変容について考察していく。

第二節 金融ビッグバン以降の金融機関

2.1 証券業界における金融ビッグバン

証券業界はバブル期の株式や不動産投資ブームの追い風を受けて一時急成長するが、海外と比べて株式売買委託手数料が高い等の問題から取引が海外に逃げて行った。その結果、東京証券取引所の証券取引量はバブル全盛期の1989年から1995年にかけて3分の1にまで落ち込んだ。このことから政府は金融自由化による規制緩和を始め、銀行と同じように公共料金の自動振り替えができる証券総合口座の解禁、株式手数料の完全自由化、有価証券取引税の撤廃、上場株式の取引所外取引の解禁(証券取引所を通さずに上場株を売買する)等の改革を進めた¹⁶。以降、株式投資が上昇トレンドとなっており、2005年時点での日経平均株価は17000円台まで回復している。規制緩和から、銀行や郵政公社でも投資信託の販売業務を行えるようになり、また、松井証券、オリックス証券などのインターネット専門の証券会社の登場により、インターネット上での証券取引も行えるようになった。多角的な株式投資が行えるようになり、仲介業務を行っている証券会社の必要性も今まで以上に大きくなってきた。次からは証券会社と顧客との関係、次いで先駆者となった米国や英国の証券改革について考察する。

2.1.1 証券会社における顧客との情報格差

まず、証券会社と顧客との関係について述べる。日本では今後、金融ビッグバンの進展に伴い、前述の通りインターネット上での証券取引の開始や銀行での証券取り扱い業務の開始によって個人投資家が多数参入してくると予想されるため、金融機関との紛争は増加する可能性がある。実は、個人投資家と証券会社との紛争はバブル期からあった。1980年代後半から1990年代にかけて、それまでは機関投資家が中心であった証券市場に、多数の個人投資家が利鞘稼ぎを目的にして証券市場に参加し始めた。株式市場を中心とする証券市場においては自己責任が原則とはいえ、そのような個人投資家は証券投資に関する知識が乏しかったため、投資をするためには情報提供が必要であった。そこで証券会社からの情報提供を求めようになったが、証券会社の側、特に外交員にはこの点に関する十分な認識を持たない者が少なくなかった。それに加え、株式相場の下落と相まって、顧客たる個人投資家と証券会社の間での紛争がバブル崩壊以降急増したのである¹⁷。

証券というのは価格変動商品である。債券であっても、基本的に満期時には額面価格に戻るが、それまでの間価格は変動する。したがって、証券売買によって確実に利益を得られるというのはごく少ない例外を除いてありえないと思われる。ここでは証券売買に関わる問題について、投資家と証券会社双方の責任について考察していく。

まず、投資家側の観点から述べる。投資家は価格低下(ないしゼロ)というリスクを承知した上で証券投資を行わなければならない、個人投資家は特に知識が乏しい上で投資を行っていることから損害が出ることも十分考えられる。しかも、今日の証券市場においての証券はバブル期からするとかなり高度に専門化されているため、さらに個人投資家には理解し難いものになっている。このことから投資家の自己責任について問うことは難しい。しかし、2006年現在の個人投資家による株式投資の主流はインターネットを介した証券売買となっているため、顧客自身もよく自己責任原則を意識して投資をしなければならない。

次に証券会社側の観点から述べる。証券会社側は顧客の投資に対し、経験、知識、資産力及び能力などを総合的に判断して、それに伴う適切な助言を行わなければならない。しかし、説明責任が果たせてないこともあり、証券会社の説明不足が証券売買によるトラブルを招いたという判決が出ている事実もある¹⁸。前述の通り、2006年現在の主流はインターネット上での証券売買である。株式売買を仲介している証券会社も十分に顧客に対して説明を行えるようなシステムを作らなければならない。

これまで多くの証券売買の紛争が発生し、その中で多くの裁判も行われてきた。そうした裁判を通し、投資家、証券会社双方の過失がお互いに認められている。これは国による法整備が未完成であったことも要因であると言われている。ビッグバンの指針の中で自己責任原則が謳われているが、これをそのまま当てはめてしまえば新規投資家の参加を許さず、必ず証券市場は縮小し、平均株価も下がるだろう。そうなると、やはり投資家の自己責任原則よりは証券会社側の説明責任が重要となってくるのではないかと思われる。説明責任の意義について山田は、「説明責任は単純に投資家保護のため、あるいは、投資家の証券会社に対する信頼保護のために課されているのではなく、投資家が適切な情報に基づいて意思決定をするために課されているのだ。」¹⁹と言っている。この問題を解決するには、証券会社には十分な説明責任を果たせるように法整備によって統制させた上に、投資家は自己責任で証券売買を行うことを自覚する必要があると思われる。

2.1.2 英国の証券改革

前述の通り、証券制度の整備は投資家が自己責任原則を通ず基盤となる。では、他国ではどのような証券改革が行われていたのか。日本の金融ビッグバンは前述の通り、英国の金融ビッグバンや米国でのメーデーが基となっていることから、ここでは証券に的を当てて英国と米国の証券改革とそれに対する規制について説明する。

まず、英国の証券改革について述べよう。英国での改革の背景は前述の通りだが、その他にも1970年代以降に機関投資家のウエイトが高まったことで証券取引規模が大口化し、従来のシステムでは対応できなくなったことや、コスト高で海外シフトが進んだことも原因である。英国も日本と同じく金融業の競争力を高め、世界の金融市場におけるロンドンの地位を取り戻したいという思惑があった。そこで英国では1986年に以下の改革をした。

- ①単一資格制度の廃止（ジョバー、ブローカー²⁰の兼業解禁）
- ②手数料自由化
- ③ロンドン証券取引所の新システムの導入
- ④譲渡印紙税の軽減

まず①については会員証券会社の分業体制を総合体制に改めたことである。英国の証券会社はジョバーとブローカーの2つからなっており、ジョバーは自己売買業者で顧客とは直接取引できず、ブローカーに売り向かう、もしくは買い向かう形で取引する。それまで両者は兼業が認められず単一資格制度が採られていたのだが、1986年以降は認められるようになった。②についてはすでに1984年に外債手数料の全面自由化と中長期国債の大口取引手数料の自由化が行なわれていたが、これに加えて新たにビッグバンの過程で、中長期国債の小口取引の手数料や株式売買の手数料自由化が行なわれた。③については米国のナスダック（NASDAQ）と類似した取引情報システムであるSEAQ（Stock Exchange Automated Quotation）が導入された。これによりスクリーン取引と相場情報の自由化が可能になった。④の譲渡取引税とは有価証券の売買に課される税であり、従来1%だったものが0.5%に下げられた²¹。

また、こうした改革について英国では投資家保護という観点から「金融サービス法」を制定している。金融サービス法とは、ビッグバン開始直後の1986年11月に投資業務全般に及ぶ自己資本比率²²、行動規範等についての包括的な行動規制について定めた規則である。内容としては、伝統的な証券業務だけでなく、金融先物、保険、信託投資顧問など幅広い証券関連業務を「投資業」と定義し、投資業の規制監督は自主規制を基本とし、その中枢的な監視機関として証券投資委員会（SIB）を設置した。SIBが各種の規制を制定するとともに、その下部である5つの自主規制団体（SRO）がさらにルールを定めるという二段階方式の規制がとられた。政府から投資業者に対する監督権限を委任されたSIBは法的な立場としては民間団体であるが、独自の調査権、立入権を付与されている。SIBは英国における金融・投資業務に関する活動を規制する権限を持ち、投資業務を行なうにあたってのルール、金融・投資業務に携わるもの守るべき会計準則などを定めている。ルールや会計準則から見て投資業者に問題があるとSIBが判断した場合は、SIBが告訴する形となっている²³。

2.1.3 米国の証券改革

続いて米国の証券改革について述べよう。1960年代のニューヨーク市場でも機関投資家が台頭し、株式売買の際に証券会社が投資家から徴収する固定手数料体系を維持することが困難になってきた。これは株式の大口売買をする機関投資家が固定手数料体系の下での手数料負担に

不満を持つようになったためである。こうした機関投資家からの要求に対し、証券会社は表面的に手数料を固定したままでの手数料分与（手数料のキックバック）や互恵手数料（各種調査などのサービスの提供）といった形で、手数料の実質的な割引を幅広く行うようになった。さらに、機関投資家の中には手数料の高いニューヨーク証券取引所での取引を敬遠し、機関投資家同士の直接取引に移行する動きが目立ってきた。こうしたことが重なってニューヨーク証券取引所の売買高が停滞し、市場での円滑な価格形成が次第に困難になった。そこで機関投資家からの強い要望やニューヨーク証券取引所での取引高の拡大を図る目的から、ニューヨーク証券取引所では1975年から手数料の完全自由化に踏み切った。これは5月1日に始まったことから「メデー」と呼ばれている²⁴。以上が米国での証券改革の経緯である。次いで米国ではどのような規制があるのかを説明する。

米国では証券市場における大原則として「機会の平等」と「自己責任」を掲げている。これを貫くためにディスクロージャーと不公正取引の防止が不可欠と考えられ、独立した行政機関であるSECが規制制定権及び審決を行う準司法的権限を持ち、証券市場に対する監視活動を行っている。また、証券業界の自主規制によって行なわれている株式市場に対する監督、監視もある。

まずSECについて説明する。SECは主要組織として公募証券の審査やディスクロージャーが適正に行なわれているかを監督する「企業財務局」、インサイダー取引や相場操縦などの違法行為の調査・摘発を行なう「法務執行局」、証券市場、証券業及び自主規制団体の規制・監督を行なう「市場規制局」、投資信託、投資顧問業者の規制・監督を行なう「投資管理局」などがある。法務執行局は事件を直接捜査するが、その際に最も有効な手段となっているのが証人の召喚権限であり、虚偽の証言に対しては偽証罪に適用することもできる。さらに証拠の徴収に際しては対象範囲が限定されておらず、電話の通話記録等も含めSECが調査のために必要と認めた証拠はすべて徴収できる権限を持っている。また、インサイダー取引の罰則は非常に厳しくなっている。SECが制裁金等によって得た収入を見れば、例えば1990年に政府が予算としてSECに認めた支出は1億6千万ドルであったが、SECが登録手数料及び制裁金として徴収した金額は2億3200万ドルで、支出を上回る収入を得たことになっている。こうした制裁金等は政府の一般会計に組み込まれている。

また、投資家保護という観点からSECの活動を見ると、「証券業者が作成すべき帳簿や記録に関する規制の見直し」が注目される。この法律によれば、「証券会社は顧客の教育水準や投機的な投資に関する選考などについての詳細な情報を記載した書類を作成し、その内容について顧客に確認を求めなければならない。また、顧客から注文を受けた場合には、それが自ら勧誘したものであるかどうかについて注文ごとに記録として明らかにしておくことが義務付けられている。」となっている。これは、証券取引が顧客の意向や投資経験、資力などに適合したものかどうかの判定を容易にするために導入している規則であり、証券投資についての知識や経験が必ずしも十分とは言えない個人投資家の保護を目的としている²⁵。SECがここまで徹底した形で個人投資家の保護を考えているという点については日本の証券行政のあり方を改めていく上で参考にすべきである。

つづいて証券業界の自主規制について説明する。証券取引に関する規制の実施機関としては証券取引所、全米証券業協会（NASD）などの各種自主規制機関も証券取引法のもとで規制活動を行なっているほか、公認会計士協会やアナリスト協会なども自主的に規制活動を行なっている。ニューヨーク証券取引所では会員規制部門が検査を担当しており、検査部門の人員は230

人（93年時点の人員。ちなみに1997年時点の東京証券取引所の考査部門の人員は32名で、このうち証券会社の考査担当は24名）である。全米証券業協会は不公正な取引から投資家を保護することを目的としており、不実広告や不当な条件による公募引き受けの禁止、顧客に対する忠実義務、適正な売買価格・手数料・サービス料、相場操縦の禁止などを定めている「公正慣習規則」が中心的なルールである。規則違反の場合にはNASDとして会員権の停止、罰金等の処分を行なっている（最終的にはSECによるチェックを受けてから処分される）²⁶。

日本では証券取引等監視委員会が米国におけるSECと同様の業務を担っている。1991年に表面化した証券不祥事を契機に1992年に大蔵省に設置された国家行政組織法第8条に基づく委員会であり、監督行政部門から独立したルール遵守の監視役として、犯則事件の調査、証券会社等に対する検査、日常的な市場監視等を通じて、公平・公正かつ透明で健全な市場構築を目指している。当時の大蔵省証券局から監視機能が分離し、2000年からは金融庁の外局として設置されている。証券取引等監視委員会の設置により、証券業務を行う業者だけでなく、証券市場の公平性、透明性、効率性を確保するために市場監督も行っている。しかし、SECに比べまだまだ権限は小さい。決定的な違いを以下に説明する。

①独立性が保たれてない上に司法に準じた権限を持っておらず、法律違反については検察庁に刑事告発するか金融庁に行政処分を勧告するしか手がない。

②規則制定権がない（金融庁がこの権限を有する）。²⁷

また、日本での自主規制機関としては米国と同様に証券取引所、日本証券業協会がある。個人投資家保護、証券業界のモラル維持の観点から、証券取引等監視委員会は独立性を強め、英米国の法律や行政機関を参考に今後更なる権限拡大が望まれる。

2.2 銀行業界における金融ビッグバン

金融規制の緩和から、銀行は従来設定できなかった金融商品を提供できるようになり、自由に商品設計も行えるようになってきた。また、窓口では投資信託や保険会社の子会社を通じた損害保険、生命保険の販売も行えるようになってきた。このことから、お互いの商品の販売の促進にも繋がっている。（例えば住宅ローンを組んだ人に対し、一緒に損害保険も勧めるなど。）銀行は幅広い業務を行えるようになったことから、1996年からの10年間で総合金融サービス機関として位置づけられることとなった。こうした動きから銀行は証券会社からの引抜きや、窓口の資産運用専門の業種として新卒採用を増やしている。

このように銀行業務は大幅に拡大しているのだが、その反面、自由化によって競争原理が導入されたため、金融商品開発力がない、または経営効率の悪い銀行は破綻に追い込まれやすいことにもなった。また、バブル崩壊以降の不良債権問題など、金融ビッグバン以降も問題は頻発している。次からは不良債権をめぐる銀行業界再編の流れ、次いで自由度が高まった銀行に対する規制について先駆者である英米国の監視体制について述べていく。

2.2.1 金融ビッグバン以降における銀行業界の再編

戦後の日本経済の急激な復興と発展を支えてきたのは、銀行を中心とする企業グループであった。戦後の政府の金融行政は護送船団方式と呼ばれたように、銀行に対して手厚い保護を与え、銀行は政府の産業政策に沿って積極的にグループ企業へ融資を行い、企業活動を支援してきた。そうした制度がメインバンク制度という日本特有の金融慣行を作り上げ、高度成長を支

えてきたのである。日本の銀行は護送船団方式の下で一番経営効率が悪い銀行でも生き残れたことから長い間銀行は倒産しないと信じられてきた。

だが1990年代に入ると、そうした護送船団方式は1996年に7つの住宅金融専門会社(いわゆる住専)の破綻によって崩れ始める。続いて1997年に北海道拓殖銀行、1998年に長期信用銀行3行のうちの日本長期信用銀行と日本債券信用銀行の2行が破綻し、国有化されたことにより、銀行においても倒産しないという神話は完全に崩れ去ることになった²⁸。これらの破綻を引き金に、日本の銀行業界の再編成が始まった。また、1998年には国際決済銀行のBIS規制を導入し、自己資本比率を満たせていない銀行に対して公的資金が注入され、各行は公的資金を使って不良債権の処理を進め、財務内容の健全化、業務改善などを行ってきた²⁹。

ここで、この不良債権処理に伴う公的資金注入のプロセスと問題点について説明したい。不良債権自体は銀行がバブル期に不動産を担保に過剰融資し、バブル崩壊の際にこれらの貸付が回収不可能となったことが原因である。金融ビッグバンの目的の1つにこの不良債権処理が掲げられていたのだが、金融ビッグバン以降にアジア通貨危機、ロシア通貨危機が起こり、銀行は更なる不良債権を蓄積してしまった。この頃から日本では金融不安が発生し始めていた。そこで政府は早期健全化法を作り、これに基づき銀行に対して公的資金の注入を決定した。政府は破綻した銀行や自己資本比率を満たしていない銀行だけでなく、自己資本比率を満たしている銀行に対しても公的資金を注入した。公的資金自体は預金保険機構³⁰から注入され、その内訳は、金融再生勘定(特別公的管理銀行の普通株取得、融資、ブリッジバンク³¹への出資)の18兆円、金融機能早期健全化勘定(破綻前の金融機関への資本注入)の25兆円、特別業務勘定(公的管理に入った金融機関からの不良債権買取)の17兆円と、総額60兆円にも上った³²。これは1999年当時の国家予算(84兆円)の7割超にも及んでいる。こうして大量に注入された公的資金ではあったが、結果としてみれば批判的な意見が多い。そのうちの一つ、日本長期信用銀行の破綻処理を例に挙げてみる。

政府は1998年10月の日本長期信用銀行(以下長銀と呼ぶ)の経営破綻を機に7兆9000億円の公的資金を注入し一時国有化した。国家予算の10分の1が民間の1銀行に注入されたのである。その後、2000年に米国のリップルウッド・ホールディングズを率いる外資系ファンドグループ(ニュー・LTCB・パートナーズ)が長銀(2000年時点では新生銀行に改称)の全株をわずか10億で取得し、経営権を引き継いだ。それだけでなく、長銀は7兆7千億円あった貸出金をわずか3年で半減させるほどの猛烈な貸しはがしを行い、その結果、長銀をメインバンクとしていた多数の中小企業はもちろん、そごう、マイカルなど、一部の大企業さえ破綻に追い込んだのである³³。帝国データバンクによると、長銀関連での倒産件数は計152社、負債は11兆7000億円にも及ぶといわれている。こうしたことにより長銀は「良行化」し、2004年2月に東京証券取引所第一部に株式上場を果たした。この上場を機に、株主であるリップルウッドは株式の時価総額分1兆円を稼ぎ、この1兆円は投資組合の本拠地が外国にあったため非課税で、そのままの金額が海外に流出してしまっている。長銀の破綻処理では、公的資金が大量に注入されたにもかかわらず、結果としては多くの企業を倒産に追い込み、さらには株式売却によって外資に利益を与え、それを海外に流出させてしまったのである。

こうした動きは長銀だけでなく他の銀行にも見られた。他の銀行も公的資金の注入を受け、BIS規制を満たすために自己資本比率の維持を行おうと、貸し渋り、貸しはがしを行った。これにより、銀行の借り手である多くの中小企業が経営破綻することになったのである³⁴。結局、銀行は取引先の企業を犠牲にしたことで護送船団方式の完全な脱却はできなかったように思え

る。

こうしたおかげで不良債権処理は進み、公的資金も 2006 年現在では返済の目処が見えてきている。三菱東京UFJフィナンシャルグループは 2006 年 6 月に、みずほフィナンシャルグループは 7 月に公的資金を完済。三井住友フィナンシャルグループも 10 月に完済している³⁵。

2.2.2 米国における監視体制

銀行は金融ビッグバン以降、総合金融サービス機関として形を変えている。こうした動きに対し、銀行の監督・監視の強化を進めなければならない。そこで先駆者であり、日本に比べて監視体制の強い米国について説明していく。

米国の銀行に対する監督としては、連邦準備制度加盟州法銀行、銀行持株会社に対する連邦準備銀行による審査、連邦預金保険制度加盟銀行に対する連邦預金保険公社 (FDIC) による検査、国法銀行に対する財務省通貨監督庁 (OCC) による検査、州法銀行に対する州銀行局による検査が行われている。審査・検査は金融機関経営の健全性のチェックを目的として行われている。各監督機関の審査・検査はおおむね 1 年から 2 年に 1 回行われるため、大方の銀行は 1 年間に 2、3 回程度の審査・検査を受けていることになる。

米国の銀行は設立の際の根拠法が連邦法か州法かによって国法銀行と州法銀行に分けられ、二重銀行制度となっている。国法銀行の場合、通貨監督庁、連邦準備銀行、連邦預金保険公社の審査・検査を定期的に受け、州法銀行で連邦準備制度と預金保険制度の両方に加盟している銀行は、連邦準備銀行、連邦預金保険公社、州銀行局の審査・検査を定期的に受けている³⁶。この検査・審査回数については毎年日本でも日本銀行、財務省、金融庁の検査があるためほぼ回数は同じである。では、日本とは何が違うのかについて説明する。

まず、検査人員数である。米国の各検査要員数 (1995 年時点) を見ると、連邦準備銀行 1500 人、連邦預金保険公社 4000 人、通貨監督庁 2400 人、貯蓄金融機関監督庁 900 人、州銀行局 1500 人となっており、合計 1 万人以上の審査・検査要員が約 12400 の銀行、約 2000 の貯蓄貸付組合の審査・検査に携わっている。ちなみに、日本の金融機関の審査・検査に携わっている人員数は、1998 年時点と言えば当時の金融監督庁の人員が 300 人 (証券取引等監視委員会的人员 90 人を含む)、このうち銀行の審査・監督要員が 150 人である。また、金融監督庁が検査を委任する大蔵省 (現財務省、金融庁)、地方財務局、日本銀行の 3 機関を合わせても 700 人規模にしか過ぎない。これに対する日本の金融機関数は日本銀行の審査対象の約 700、金融監督庁の約 1100、さらに必要に応じて検査対象となる信用組合、農漁協などの約 400 の計約 2200 機関である³⁷。また、日本の預金保険機構は検査機能を持っていない。相対的に見れば、検査・監督人員数は米国に比べて少ないことがわかる。

次に検査時の根本的な考え方の違いである。米国の銀行審査・検査で特徴的なことは、徹底した「銀行不信」という考え方を持っていることである。日本の場合、財務省検査、日銀検査、金融庁検査のいずれの場合も銀行の貸出しの健全性を調査する際に貸出し先毎に 1.2 枚の紙に貸出金額、貸出しの目的、貸出し先の企業内容などをコンパクトな形でまとめたラインシートをあらかじめ銀行に提出させて、その内容をチェックした後、検査員・審査員が銀行の貸出し責任者と議論することで貸出し毎にその健全性を判断していくという方法を採用している。一方、米国では銀行で作成した資料はそもそも信頼できないという考え方 (金融機関性悪説) に基づき、貸出し調査の際には検査員・審査員が自ら銀行の貸出しファイルを繰り返し読みながら作成しているのである。作成結果を吟味した上で、貸出し責任者と議論をして貸出しの健全性に

ついでに判断をしている³⁸。ここまで厳しくはないが、日本でも各検査機関は抜き打ちという形で検査を行っている。これは当時の金融監督庁が発足されたことに伴う。しかし、検査を行うタイミングなどはわかりやすい状況にあり、抜き打ちがあまり効果を発揮していない可能性があるともいわれている。しかし、金融監督庁が発足する以前に比べれば検査体制が変わってきていることから審査水準は上がっていることは確かである。

証券同様、米国での銀行の監視機関は日本より厳しくなっていることがわかる。総合金融サービス機関として以前に比べて自由な経営が行えるようになったが、以前とは違って銀行自体が経営破綻してもおかしくはない状況になっている。銀行は破綻するものと思って預金者は行動しなければならない。金融ビッグバン3原則のうちのFree・Fairに基づいて銀行を安心して利用するためにも、米国のように銀行への監視をさらに強め、銀行側はディスクロージャーを徹底し、高い格付け³⁹を取得することで自らの健全性について公表しなければならない⁴⁰。

2.3 保険業界における金融ビッグバン

1996年12月の日米保険協定を契機に日本の保険市場に自由化の扉が開かれた。保険業法の改正によって子会社を通じた生命保険、損害保険の相互参入ができるようになり、損害保険では保険料率が自由化された。このことから保険会社自身が保険料を自由に設定できるようになり、各社保険料の値下げ合戦が始まった。これは契約者である顧客に対しよい環境となるようにするだけでなく、企業体質を強化するという国の狙いもある⁴¹。

2.3.1 保険業法改正の背景と改正点

保険業法改正には米国の圧力があつた。この経緯を説明しておきたい。1995年に保険業法が改正され、生命保険会社と損害保険会社の相互乗り入れが認められた。しかし、その相互乗り入れは子会社による相手業務への進出を別にすれば、第三分野⁴²に限定された。つまり、生命保険会社、損害保険会社とも本体では傷害、疾病、介護などの分野についてのみ保険の募集ができたのである。これについて国内の大手保険会社はこの保険業法改正を機会に第三分野への早期完全参入を要求した。しかし、米国側は既得権益の侵害になると拒否し、日米両国の政治問題に発展した。こうして日米保険協定が始まった。

この保険協定で米国は、自国の保険会社が得意とする第三分野への参入を拒否するとともに、日本の保険業界の完全自由化を要求してきた。日本では保険業法があり、すべての保険会社がこの法律による事業認可と業務規制を受けている。そして損害保険の分野では保険料率は損害保険料率算定会と自動車保険料率算定会が決めた保険料率採用を義務付けられていた。これは事故の発生率が極めて不確定であり、各保険会社が自由な保険料率を設定した場合、低保険料で募集する過当競争が起きて保険会社の経営が困難となり、結果的に保険加入者に対して保険金を支払えない事態になるという理由からである。銀行であれば金利を、証券会社でいえば手数料を規制しているようなものである。この算定会の料率を各保険会社が使って各種の保険販売をすることは独占禁止法に違反しないとも定められていた。つまり、保険料率は完全に規制されていたのだが、米国はここを攻撃してきた。米国としては算定会の基準によらない保険料率による新商品で顧客を集めようという狙いがあり、日本の自由化論を逆手に取ったのである。

他方で、すでに銀行の金利は自由化されており、証券会社の手数料の自由化も始まっていた。その自由化、国際化の時代に損害保険業務だけが基本部分を規制しておくのは金融ビッグバン、

グローバル化に反するという考えが日本国内でも高まっていた。この内外での圧力を背景に、保険ビッグバンの起爆剤として保険料率を自由化した。一方、日本が要求していた第三分野への完全な参入は事実上 2001 年に持ち越されてしまった⁴³。第三分野は部分的には 97 年 1 月から参入できたが、結局、日米保険協議は日本の完敗に終わったのである。

では、日米保険協議で変更された保険業法はどのように改正されたのか。以下が改正点である。

- 生命保険業については生命保険会社が担当、損害保険業については損害保険会社が担当、傷害、疾病、介護の第三分野については生保、損保両業界が行う。
- 子会社を通じて両業界の相互乗り入れを許可。
- 損害保険については保険料率の自由化。
- 2001 年以降に銀行での保険商品の販売解禁。
- ディスクロージャー規定の整備。
- 保険契約者保護基金の創設。
- ソルベンシー・マージン比率⁴⁴の導入。
- 商品、料率の届出制の導入、算定会制度の見直し。
- 一社専属制の見直しやブローカー制度の導入。

改正後においても第三分野については 2001 年までは限定的な販売とされていたが、2001 年には全面的に解禁となった⁴⁵。しかし、銀行での保険商品販売については銀行の力が強大で全面的な解禁は不公平な競争になるという理由で、その子会社や兄弟会社の保険商品に限定され、それも住宅ローンと直結した生命保険に限るとされたのである⁴⁶。

2.3.2 保険各社の不払い問題

金融ビッグバンによる保険料率の自由化に伴い、各保険会社はしのぎを削った争いとなっている。そうしたことから、生損保各社ではコンプライアンス⁴⁷を巡った問題が多々発生してきた。

まず、損害保険会社について述べる。1996 年での日本の金融ビッグバンによる保険会社の値下げ合戦に伴い、やはり保険会社は保険料の基本収入が減ってきた。そこで、保険会社は特約を付けることにより保険料収入を上げようと考え、それに伴い約款は頻繁に改定された。その特約を付ける速さに保険会社の従業員が把握しきれなくなり、事故の際に不払いが生じた。例えば、加害者が被害者の見舞いに行く際に持参する菓子折りなどの費用保障特約のような細かい特約の不払いなどである。損保会社は保険金を支払う際、契約者への支払いや被害者への賠償を優先させ、特約の処理は後回しにするため、特約の支払い漏れが生じやすくなった。契約者が請求しなければ保険金を支払わない場合が多く、請求のない特約については支払わないケースが続出した。

次に、生命保険会社について述べる。各保険会社は、他社よりも多くの契約を取り、業績を上げるために新規契約を重要視するようになっていった。そこで、利益至上主義を掲げる保険会社は保険募集人及び保険代理店に新規契約締結の際に支払われる代理店手数料を高額に設定した。これにより保険募集人及び保険代理店に新規契約を重要視させ、より多くの新規契約を締結させるように操作した。しかし、この方針は利益至上主義の保険募集人及び保険代理店を

作ることとなり、手数料欲しさに保険募集人及び保険代理店をモラルの欠損した過剰な募集・販売行為に駆り立てる要因となった。こうして生命保険業界全体が既存契約のある顧客を軽視するようになっていき、保険金を支払うことは保険会社にとって支出であり、利益とは正反対の事柄であることから、正当な保険事故であっても保険金の支払いを渋る保険会社も出現し、保険が保険として機能しないという異常な状態を作り上げるに至ってしまった。この傾向が特に顕著に現れたのが、2005年に発覚した明治安田生命の未払い問題である。

このように損保、生保ともに保険会社の責任で支払われていないことが多い。こうしたことに金融庁は各保険会社に対し行政処分を行っている。まず、損害保険では2006年に各社が業務改善命令を受け、特に損保ジャパンや三井住友海上が業務停止命令を受けた。生命保険でも2005年に明治安田生命が個人向け保険の募集に関して2週間の業務停止命令を受けている⁴⁸。

前述の通り、金融庁の保険会社に対する行政処分が行われているが、近年それが変化してきている。まず、行政処分数については2000年が2件、2001年が4件、2002年が4件、2003年が7件、2004年が1件、2005年が29件（うち26件は11月に損保で発覚した不払い）と年々増加傾向にある。次に行政処分の内容について見てみる。2002年度までの行政処分は業務改善命令や一週間以内の業務停止命令に留まっていた。しかし2003年11月の日本興亜損保（生命）が12日間の業務停止命令を受け、国内損保では初めて1週間以上の行政処分となった。これを始めに2005年には明治安田生命が2回に渡り2週間の業務停止命令を受け、三井住友海上、損害保険ジャパンも2週間の業務停止命令を受けた。また、三井住友海上については同時に第三分野について無期限の業務停止命令を受けている⁴⁹。この結果から、金融庁の行政処分については年々厳しくなっていることがわかる。

では、具体的に保険会社側はどのような不正業務を行っていたのか、また、どのような行政処分を受けているのか、損害保険ジャパンに対する行政処分を例に見ていく。

2006年5月25日に金融庁は損害保険ジャパンに対する検査として以下のことを公表した。

- 保険契約の締結及び保険募集の業務並びに保証証券の業務について、2週間の業務停止。
- 山口支店（管下の課支社及び管轄する損害保険代理店を含む。）においては、上記の業務について、一ヶ月間停止すること。
- 生命保険業務の代理・代行に係る保険契約の締結及び保険募集の業務について、一ヶ月間停止すること（自動継続による契約の更新を除く。）。
- 新規の保険商品の認可の申請、既存の保険商品の改訂の届出、他の保険会社等金融機関の代理・代行業務の認可の申請、外国における子会社の設置認可の申請、外国における支店・事務所・駐在員事務所の設置の届出、に関する業務について、3ヶ月間停止すること。

このもとになった損害保険ジャパンによる不当業務については以下のことがあったと報告された。特に処分対象となった代表例を挙げておく。

(1) 保険金等支払漏れに係る調査態勢等

付随的な保険金の支払漏れに係る自主調査の結果（27,273件、908.9百万円）について再度検証したところ、支払不要としていた案件の中に支払漏れ（1,128件、120.5百万円）があった。また、このほか、自主調査対象外の自動車保険の搭乗者傷害保険金の支払漏れ（206件、25.7百万円）があった。

(2) 賠償責任保険の引受けに係る不正行為等

海外拠点（香港）において建設工事に係る賠償責任保険契約の引受けにあたり、工事発注者に見せる本来の契約内容と異なる保険証券と、保険契約者と合意した契約内容に基づく保険証券を二重に発行するという不正行為があった。

（3）受託業務である生命保険の募集管理態勢

生命保険会社から受託している生命保険の募集事務について、支社長自らが社員に対して法令違反である名義借りを求めた事例（社員 11 名、19 契約）、法令違反となることを知りつつ社員自ら保険料の負担等を行った事例（社員 280 名、431 契約）があった。

（4）他人の印鑑の大量保有等

複数の支社・代理店で業務上の必要のない他人名義の印鑑を大量に保有し、顧客に無断で（23 件）または顧客の最終意思を確認しないまま（2,947 件）当該印鑑を使用した事例があった（うち 23 件は保険業法違反）。

また、検査実施通知後に発見された他人名義の印鑑について、支店長が当局検査中との事実を知らず独自の判断により印鑑を廃棄処分した事例があった。

さらに、顧客に無断で行った保険契約の継続処理等に係る苦情が苦情案件の上位を占めていたにもかかわらず、実効性ある対策を講じてこなかった。

（5）個人情報管理態勢

技術的安全管理措置が適切に講じられていないことなどから、センシティブ情報を含む個人情報について担当業務に関係なく容易に閲覧等を行うことが可能な状態となっていた。また、代理店委託契約を解除した旧代理店の一部（27 代理店）において個人情報の閲覧等を行うことが可能な状態になっていた。

（6）監査態勢

内部監査及び監査役監査は、上記で指摘された経営上極めて重要な問題等について、適切な指摘や改善勧告を行っていなかった⁵⁰。

以上のことが処分対象である。また、損害保険ジャパンについては 2001 年 3 月（当時大成火災）、2002 年 8 月、2005 年 11 月の 3 回に渡って業務改善命令及び業務停止命令を受けている⁵¹。上記から、契約者に対する不払いだけでなく、契約者個人の情報を軽率に扱うなど、如何に損害保険ジャパンが保険契約者について悪質な業務を行っていたかがわかる。印鑑の勝手な使用や個人情報の乱用、保険金の不払いなど、完全に契約者の権利がないがしろにされている。このような不正は損害保険ジャパンだけではなく、他の保険会社にも言えることなのである。このような保険会社の不正行為は、前述にもある金融ビッグバン 3 原則の 1 つである Fair の部分を完全に欠落させてしまっているように思える。

2.3.3 金融ビッグバン以降の保険業界についての考察

これまで日米保険協議の説明に始まり、保険会社の不正業務について述べてきたが、保険についても契約者と保険会社間でのトラブルが中心であった。金融ビッグバンは保険料率の自由化や保険商品の多様化など、一見契約者にとっては非常に有利なものであった。しかし実態は、不払いや未払いが頻発し、不利となった保険会社の一方的な業務不正によって契約者は個人情報の乱用などの被害を受けることとなった。被害を受けないためにも契約者は自分自身の契約書を熟読し、保険購入、保険が支払われる際には十分に理解できるように心がけなければならない。そうでもしないと、いざという時のための保険が機能しなくなってしまう。保険における

金融ビッグバンとは契約者に「保険」とは何かというものを考えさせるきっかけとなったのではないか。保険は金融商品の中で生活に最も身近なことから、これから契約者が最も自主的に商品について考えなければならない代表格であろうと思われる。契約者保護の観点から、法改正または金融庁の厳しい検査による更なる不正防止が期待される。

第三節 金融システム安定のための措置

第二節では各金融機関の問題を取り上げてきた。これまでの問題は法の未整備、国の監視能力の弱さが原因となり発生してきていたと考えられる。では、国はこれまで金融システムの安定についてどのような政策を行ってきたのか。この節では金融機関に対する規制について、次いで顧客の金融商品購入についてのルールを説明していく。

3.1 金融機関に対する規制

まず、金融機関自体に対する規制である。金融ビッグバンに際して当時の大蔵省は1995年6月に「金融システムの機能回復について」と題する基本方針を公表している。その概要は以下の通りである。

- ディスクローチャーの拡充。
- 金融機関の経営基盤強化のためには合併や子会社化相互補完効果が期待できる異種金融機関との合併を推進。
- 自助努力や合併などによっても経営問題の克服が期待できない場合には、経営破綻の処理についてできるだけ国民の合意を形成しておくことが必要。
- 預金保険機構の機能の充実を図る。
- 金融機関の検査・監督を充実させる⁵²。

また、金融機関の監視については当時の大蔵省が管轄であったが、1997年に「大蔵省改革関連法」が国会で成立した際に金融監督庁が設立された。金融監督庁の主な業務として以下の3つが挙げられる。

- ①金融機関に対する検査は抜き打ち的に行うとともに、効果的な検査方法を模索する。
- ②早期是正措置の適用に伴う業務改善命令や業務停止命令、免許取り消し、合併の許可。
- ③破綻処理は同庁の長官が担当するが、信用秩序に著しい影響が生じる場合には大蔵大臣と協議の上、対応する⁵³。

この金融監督庁が更に2000年に金融庁に改組され現在に至る。証券取引等監視委員会は金融庁の外局に位置している。この改革によって金融庁の検査・監督権限それまで以上に強化された。2006年に起こった銀行、保険会社における業務改善命令や業務停止命令の増加はこの権限強化によるものである。しかし、証券における証券取引等監視委員会が規則制定権をまだ持っていないことや、監査人員が少ないことなど、まだまだ米国に比べては規制が完全に行き届いていないところもある。

3.2 金融商品購入についての規制

次に金融商品購入についての規制である。これからの金融行政は更に市場機能に従ったルール型行政に変化していく必要があるが、金融機関の相互参入や業務の多様化が進んでいる現在、従来のような業態別ではなく横断的ルールに作り変える必要があった。そこで政府は英国の金融サービス法に習い、2000年に「金融サービス法（金融商品販売法）」を制定し、2001年から施行した。内容は以下の通りである。

- 金融商品販売業者（代理店などを含む）に金融商品が持つリスクの説明を義務づける。
- 対象商品は預貯金、保険、有価証券など法律で幅広く規定。
- 販売業者が顧客に重要事項を説明しなかった場合は損害賠償責任を負う。元本割れした額をその損害額と認定する。
- 販売業者に勧誘方針の策定・公表を義務づける。

これにより、業界を超えた横断的な法改正が一気に進んだが、この法律では商品購入後のアフターサービスの規定がないなどの問題があった。そこで金融サービス法は2006年にさらに改正された。改正点を以下に記す。対象は元本割れの危険性のある商品である。

- 顧客に対してリスク商品の販売をする際のやり取りを記録。
- 商品内容の他に購入後に想定される損失額など、リスクの大きさを書面で説明する義務。
- 政令で定めた金融商品については商品を買う意思のない顧客に対して訪問をしたり勧誘したりすることが禁じられる⁵⁴。

この法律から、2006年現在では金融商品の販売について厳しく規制がかかっている。また前述の通り、金融監督庁設置以降、金融機関を信じ、安心して金融商品購入を行える環境が整いつつある。こうした国の規制については評価を与えることも必要だと考えられる。

しかし、顧客は決して金融機関に対して頼りすぎてはならない。国が整備したルールの上を安心して通れるようになっただけである。あくまで契約者は自己責任原則に沿って金融商品を購入しなければならないと思われる。

おわりに

これまで金融ビッグバン以降の証券、銀行、保険業界の変容と、日本の金融機関や金融商品購入に対する規制について考察してきた。各業界とも金融ビッグバンによって競争原理が導入された上、業界間の垣根もなくなってきたために、各金融機関はしのぎを削った争いを繰り返している。この結果、金融ビッグバンの3原則の1つであるFairの部分が抜け落ち、数々の問題が生じてきた。

まず、証券では証券会社の説明責任が原因で顧客との紛争が多発した。証券取引手数料の自由化や、インターネットを介した証券業務ができるようになったことにより、個人投資家の参入はますます進んでいくと思われる。それに対応するために行われた金融サービス法の改正や証券取引等監視委員会の設置によって、バブル崩壊後に比べれば規制は強化され、自己責任原則が適応されやすい状況になってきた。しかし、証券取引等監視委員会が規則制定権を持っていないことや監査人員が少ないことなど、問題はまだまだ完全には解決しておらず、英米国を見ると

本当の意味で自由で公平な取引ができる環境にはなっていないと思われる。

次に銀行では、公的資金をめぐる不良債権処理の問題や米国の監視体制について考察した。それまでの護送船団方式を撤廃するために金融ビッグバンを行ったが、結局は倒産した銀行や自己資本比率を満たしていない銀行を中心に公的資金が注入され、銀行擁護による護送船団方式の完全な脱却はできなかったと思われる。その結果、日本長期信用銀行のように外資に対して優遇策を取るような結果にも繋がってしまった。銀行自体も1998年に導入されたBIS規制を満たそうと融資先である中小企業から強引な貸しはがしを行った。その上、2006年現在でも預金金利はないようなもので、各銀行とも金利を上げる気配がない。銀行はこれまでバブル期の自らの失敗を公的資金で埋め合わせした上に、預金者に対しては利益の還元をほとんど行っていない。暗黙の了解で談合のようなことを各銀行が現在でも平然と行っているように思われる。このように、金融ビッグバンによる銀行業界の再編については、批判的な意見が多かった。また、監視機能においては銀行の数に対する監査人員数が米国に比べ少ないことや、監査自体もタイミングが読まれやすいことなど、監査がまだ弱いように思われる。銀行でも完全に規制に対する整備がされているとはいえないと思われる。

最後に保険では、保険業法改正の経緯及びその後の保険会社の動きについて説明した。保険会社は保険業法改正による保険料率の自由化によって、主に特約を付与するという形で保険商品を開発した。そのため、保険契約者は多種多様な保険商品を選択できるようになった。しかし、特約の増加は保険会社の従業員すら把握できない事態となり、また、契約者も保険内容を把握できずに不払いが頻発してしまった。また、業界内の熾烈な争いもあったため、損害保険ジャパンのように他人の印鑑を勝手に使用するような保険会社も現れた。さらに保険商品の問題だけではなく、個人情報の問題も出てきたのである。結果的に見れば保険業界にとって金融ビッグバンとは、契約者にとっては一見よい環境になった反面、今まで以上の不祥事を加速させてしまったのではないかと考えられる。

今まで考察してきた経緯で、金融ビッグバンは目的を達成できたのか。3メガバンクの公的資金の完済など、金融再生には一役買ったという評価もあるが、Free・Global化を推し進めようとしたためにFairの部分がないがしろにされてきたという事実は否定できない。また、この3者の問題の共通点は金融機関が問題を起こしてきたことにある。そして、そのようなことを金融機関にさせた国の責任も大きい。証券、保険の契約者保護の問題や、銀行での公的資金の注入による護送船団方式の完全な脱却が行えていないことなど、金融ビッグバンの流れを作ったのはよいが、まだ完全な達成には至っていないかと思われる。

前述の通り、国も規制を強化してきているが、英国や米国に比べればまだ金融機関の規制などが追いついていない。日本は英国や米国のような市場に追いつくために金融ビッグバンを起こしてきたのだから、これらの国の政策を参考に追いつかなければならない。しかし、ただ参考にして追いつくだけでなく、更に独創的発想が生まれるシステムを構築しなければ、あくまで米国や英国の二番煎じになってしまう。そうしないと、この2国の経済・金融の好調さに陰りが見えてきた場合に日本が何をすればいいのかわからなくなるような結果となるであろう。

また、契約者もこうした国の保護政策の下でも契約は慎重に行う必要がある。あくまで金融商品購入は「自己責任」である。預金者や投資家は景気動向や金利動向、さらに経済・経営合理性を今まで以上によく考えて運用資金の性格、投資期間などに応じて証券投資や預貯金を行うと同時にリスク分散の点から分散投資する必要がある。金融機関に任せておけば大丈夫だという時代は終焉を迎えつつある。未完成ではあるが、国も整備を進めてきた。次は契約者自身

がさらに自己責任を迫及しなければならない。自己責任原則、金融機関の説明責任、この2つが守られることになれば金融ビッグバンは達成されるであろう。

注

¹ 投資信託とは、投資家から集めた資金を、専門の運用者が有価証券に対する投資として集合して運用し、その成果を投資家に分配する仕組みのことである。

² M&Aとは、「Merger and Acquisition」の略称で、直訳すると「(企業の)合併・買収」という意味である。通常は企業全体の合併・買収だけでなく、営業譲渡や株式譲渡、資本提携などを含めた広い意味での企業提携の総称として使われている。

³ 護送船団方式とは、金融規制をはじめ種々の規制を行う際に、経営効率の最も悪い金融機関の存在を考慮して規制の条件を定め、既存の金融機関がすべて存続していけるようにする金融ビッグバン以前の日本の大蔵省の金融行政のこと。この政策方針によって戦後の金融行政は、一つの金融機関も破綻させないという銀行不倒神話の確立を目指し、実際にバブル崩壊までは一行の倒産もなかった。

⁴ 機関投資家とは、顧客から拠出された資金を運用・管理する法人投資家の総称のこと。投資顧問会社、生損保、信託銀行、投資信託会社、年金信託など。大量の資金をまとめて運用するので市場に与える影響が大きい

⁵ 【3】 pp.81-91.

⁶ ノンバンクとは、預金の預け入れや決済機能をもたず、融資業務を専門に行う金融業者の総称のこと。リース会社、カード会社、消費者金融専業会社などがある。

⁷ 【3】 pp.41,42.

⁸ ディスクロージャーとは、企業が一般投資家や株主、債権者などに対して、経営内容などの情報を開示すること。法令諸規則に基づき開示される財務諸表や有価証券報告書、アニュアルレポートなどによって行われる。今般、国際化や資金調達手段の多様化が進む中、一方では、投資家の自己責任原則を求める声が高まっており、企業のIR活動（企業が株主や投資家に対し、投資判断に必要な情報を適時公平、継続して提供する活動全般）の一環として、ディスクロージャーの重要性はますます高まってきている。

⁹ デリバティブとは、伝統的な金融取引（借入、預金、債権売買、外国為替、株式売買等）から相場変動によるリスクを回避するために開発された金融商品の総称である。日本語では金融派生商品という。

¹⁰ 【3】 pp.5-9.

¹¹ 【2】 pp.110-114.

¹² 外為法とは、日本と外国との間における「資金の移動」や「物・サービスの移動」等の対外取引や、居住者間の外貨建取引に適用される法律のこと。目的は、対外取引の必要最小限の管理又は調整を行い、対外取引を正常に発展させること。また、国際収支の均衡及び通貨の安定を通じて日本経済の健全な発展に寄与することも外為法の目的である。

¹³ 【2】 pp.97-127.

¹⁴ 【6】 pp.60,61.

¹⁵ 【16】 住友信託銀行「調査月報 ゼロ金利時代の個人金融資産動向を振り返る」、2006年8月。
http://www.sumitomotrust.co.jp/RES/research/PDF2/664_1.pdf

¹⁶ 【3】 p.169.

¹⁷ 【1】 p.20.

¹⁸ 【1】 p.74.

¹⁹ 【1】 p.76.

²⁰ ブローカーとは、金融機関同士の取引を仲介する会社のこと、またはその会社の従業員のこと。

²¹ 【9】 pp.88,89.

²² 自己資本比率とは、自己資本（株主が払い込んだ資本金や資本準備金のほか、過去に稼いだ利益を配当や取締役の賞与などに回さずに内部に貯めてきた利益準備金などの合計のこと）を分母に、リスクの大きさを示す数値（個々の資産毎のリスクを勘定した総資産）を分子とする比率である。また、自己資本比率規制とは、この比率を一定以上の水準であることを求めるもので、銀行等の経営の健全性を確保するための重要な指標の1つである。自己資本比率を基準に金融当局は金融機関に対し業務改善や業務停止などの措置を発令することになっており（早期是正措置）、海外に営業拠点を持つ金融機関はBIS規制で定められている8%が、国内のみで営業を行う金融機関の自己資本比率は国内基準の4%が基準となる。

²³ 【3】 pp.51,52.

- ²⁴ 【3】 pp.10,11.
- ²⁵ 【3】 pp.23-27.
- ²⁶ 【3】 pp.27,28.
- ²⁷ 【3】 pp.152-154.
- ²⁸ 【9】 J-CAST「金融業界」,2004年11月1日.
<http://www.j-cast.com/2004/11/01000280.html>
- ²⁹ 【6】 pp.40-47.
- ³⁰ 預金保険機構とは、金融機関が破綻した場合に預金者1人当たり元本1,000万円とその利息までを限度に全額保護するペイオフ制度の運営主体。1971年に政府・日銀と民間金融機関の出資で設立された。その預金保険金は金融機関からの預金保険料から成り立っている。金融機関の破綻の処理に関し、破綻金融機関の合併等に対する適切な資金援助だけでなく、金融整理管財人による管理や破綻金融機関の業務承継及び金融危機に対応するための措置等の制度を確立する役割も担っている。また、100%出資子会社として整理回収機構(RCC)を持っており、「金融再生勘定」を不良債権の買取り資金にし、さらに回収業務にも携わっている。
- ³¹ ブリッジバンクとは、「つなぎ銀行」とも言われ、金融機関が破綻した際、金融管財人が受け皿銀行を探せなかった場合、金融再生委員会の判断により預金保険機構の子会社として暫定的に設立され、受け皿となる銀行をいう。ブリッジバンクは最長3年以内に他の金融機関に営業譲渡する、もしくは株主総会決議によって解散する。
- ³² 【6】 pp.50,51.
- ³³ 【8】 p.86.
- ³⁴ 【7】 pp.150-154.
- ³⁵ 【16】 日本経済新聞「三井住友FG、公的資金を完済」、2006年10月17日.
- ³⁶ 【3】 pp.31-33.
- ³⁷ 【3】 pp.33,34.
- ³⁸ 【3】 pp.34-36.
- ³⁹ 格付けとは、政府、地方公共団体、金融機関、一般の事業会社が発行する債券について第三者機関がその元金支払いの確実性を評価するもの。長期債務を評価する「長期格付け」と、発行当初の満期が1年以内のCPなどを評価する「短期格付け」があり、投資判断の有力な指標となる。
- ⁴⁰ 【5】 pp.50,51.
- ⁴¹ 【4】 p.112.
- ⁴² 第三分野とは、疾病・傷害・介護・ガン保険など、生命保険(第一分野)と損害保険(第二分野)の中間に位置づけられる保険分野のこと。
- ⁴³ 【4】 pp.112-115.
- ⁴⁴ ソルベンシー・マージン比率とは、将来の保険金等の支払いのために積み立てている責任準備金を超えて有する財務上の余力のこと。保険会社の持つ保険リスクと運用リスクの総和に対するソルベンシー・マージンの割合を言う。1996年の新保険業法では金融庁がこれを参考に早期に経営の状態を調べ、自主的な経営改善計画を求めることができる。また、1998年からはこの比率が一定の比率を下回ると業務改善命令を出せることとなっている。
- ⁴⁵ 【12】 日本損害保険協会「損害保険の歴史」
<http://www.sonpo.or.jp/business/library/sonpo-history.html>
- ⁴⁶ 【4】 pp.122,123.
- ⁴⁷ コンプライアンスとは、法令遵守とも言われ、企業がルールに従って公正・公平に業務を遂行すること。
- ⁴⁸ 【10】 金融庁「株式会社損害保険ジャパンに対する行政処分について」、2006年5月25日。
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/hoken/20060525-1.html>
- ⁴⁹ 【18】 ほけんのねっと「行政処分情報」。<http://www.hokenno.net/dispose.htm>
- ⁵⁰ 【10】 金融庁「株式会社損害保険ジャパンに対する行政処分について」、2006年5月25日。
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/hoken/20060525-1.html>
- ⁵¹ 【18】 ほけんのねっと「行政処分情報」。<http://www.hokenno.net/dispose.htm>
- ⁵² 【2】 p.114.
- ⁵³ 【6】 pp.70,71.
- ⁵⁴ 【11】 金融庁「国会提出法案等 金融商品取引法」
<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

参考文献

-
- 【1】 山田剛志『金融自由化の法的構造』信山社、2002年。
 - 【2】 相沢幸悦『日本の金融ビッグバン』日本放送出版協会、1997年。
 - 【3】 佐和良作『日本のビッグバン』ダイヤモンド社、1997年。
 - 【4】 柳島佑吉他『ビッグバン最終報告 金融・証券・保険激変のシナリオ』フットワーク出版、1997年。
 - 【5】 藤井正志『金融業の情報開示と検査・監督』東洋経済新報社、1998年。
 - 【6】 重松政男『入門の金融 金融再生のしくみ』日本実業出版社、1999年。
 - 【7】 浜田和幸『ハゲタカが笑った日』集英社インターナショナル、2004年。
 - 【8】 斉藤裕『銀行業界ハンドブック』東洋経済出版社、2004年。
 - 【9】 J-CAST「金融業界」2004年11月1日。
<http://www.j-cast.com/2004/11/01000280.html>
 - 【10】 金融庁「株式会社損害保険ジャパンに対する行政処分について」、2006年5月25日
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/hoken/20060525-1.html>
 - 【11】 金融庁「国会提出法案等 金融商品取引法」
<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>
 - 【12】 日本損害保険協会「損害保険の歴史」
<http://www.sonpo.or.jp/business/library/sonpo-history.html>
 - 【13】 日本銀行「資金循環統計」、2006年12月18日
http://www.boj.or.jp/type/stat/boj_stat/sj/sjexp.pdf
 - 【14】 社団法人投資信託協会「契約型公募投資信託の純資産総額の推移」
<http://www.toushin.or.jp/result/index.html>
 - 【15】 日本経済新聞「三井住友FG、公的資金を完済」、2006年10月17日。
 - 【16】 住友信託銀行「調査月報 ゼロ金利時代の個人金融資産動向を振り返る」、2006年8月。
http://www.sumitomotrust.co.jp/RES/research/PDF2/664_1.pdf
 - 【17】 ほけんのねっと「行政処分情報」。<http://www.hokenno.net/dispose.htm>